

「筑後広域公園内休憩施設(恋ぼたる)」

関連議案に議論白熱!

県営筑後広域公園内に市が設置する「筑後広域公園内休憩施設(恋ぼたる)」の工事は施行不良のため、3棟のうち2棟が解体のうえ再構築されることになりました。

今議会では、議会に特別委員会を設置し、施行不良に至る全容解明と、二度とこのような事態を起さないための防止策を検討するとして特別委員会設置案(議員提案)が提出されました。

また執行部からは、期間内に完成しないことで発生する市、機械設備・電気設備の工事業者の実質損害分を、本体受注業者が負担する和解案が追加提出されました。

特別委員会設置案については、質疑終了後、設置の是非について、賛成・反対の立場から討論が行われたのち、採決の結果否決となりました。

議案第66号 和解について

(賛成16 原案可決)

問 一番の被害者は市民である。和解にあたっての市の基本姿勢と経過は。

答 一に市民に信頼される対応。二に安全・安心な施設の完成。三に業者へは毅然とした態度で臨む。四に市の新たな支出は行わないことを基本とした。案の作成にあたっては、国・県・弁護士とも協議した。計算できる実損部分で和解する。

問 完成してからでも遅くはない。撤回する考えはないか。

答 市が追加費用は出さないというのが第一。和解案にあるように、一定の計算式で和解する内容となっている。業者に納得していただいた上で仕事をしてもらうためにも、今議会でお願います。

問 機械設備・電気設備

の工事業者とは変更契約を行うのだから、今すぐ損害金を払う必要はないのでは。

答 この工事は「分離発注」であるため、機械設備・電気設備の工事業者と市は直接契約している。弁護士からも、仮に今、業者から損害を請求されたら、市は応じなければならぬと聞いている。従って、今の時点で和解するべきと判断した。

議員提案 議案第65号 特別委員会の設置について

(賛成5 原案否決)

特別委員会設置反対討論
◆施行不良発覚後の、執行部の議会に対する初期対応に不満はあるが、その後所管の委員会である建設経済委員会や、全員協議会で経緯や対応は十

分に示された。すでに和解案も示されており、今後にも必要に応じ、所管委員会での説明を求めていけばよい。設置に反対する。

◆施工不良の全容解明というが、既に十分に解明されたものと判断する。業者には指名停止という社会的制裁も課せられた。今回の施行不良は過失であって、悪意をもって行われたものではない。委員会設置には反対。

◆市は業者に厳しい措置を講じ、業者も真摯に応じている。執行部には地場企業の育成を求め、反対討論とする。

特別委員会設置賛成討論

◆実際に施行した業者からの説明はない。元請け業者や下請け業者を参考人招致して説明を求め、経緯を明らかにすべきであり、設置に賛成する。